Ver 2.1

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	宮崎県における化石燃料から木質ペレットへの燃料代替プロジェクト					
プロジェクト	宮崎県					
代表事業者名		宮崎県知事	河野 俊嗣	EΠ		

提出日 2010年12月 7日 受理日 2010年12月 9日 最終版提出日 2013年 7月19日

A:参加者情報							
プロジェクト代表事業者 ※1							
事業者名(フリガナ)	宮崎県(ミヤザキケン)						
住所	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10	番 1 号					
代表者氏名	知事 河野 俊嗣 担当者氏名 竹森 尚彦						
担当者所属	環境森林部 山村·木材振興課	担当者役職	主査				
担当者 E-mail	takemori-naohio@pref.miyazaki.lg.jp	担当者電話番号	(0985) 26-7155				
プロジェクトでの役割	プロジェクト代表事業者として						
プロジークに声楽者/地	取りまとめ、プロジェクト全体	10逐行頁仕を朱月	2 g o				
	出削減実施事業者)※2	[活 小 次心 -]					
事業者名(フリガナ) 	農家5軒 (詳細は別紙参照)	【添付資料1】					
注所 代表者氏名		担当者氏名					
担当者所属		担当者役職					
世 担 担 担 当者 E-mail		担当者電話番号					
ESA CINAI	ペレットを購入し、ハウスボイラー燃料として使用することにより、化石						
プロジェクトでの役割	燃料由来の CO2 削減を行う。	プロジェクトでの役割					
プロジェクト参加者 ※3 ※4							
プロジェクト参加者 ※	3 ※4						
プロジェクト参加者 ※ 事業者名(フリガナ)	3 ※4 宮崎県 (ミヤザキケン)						
		番1号					
事業者名(フリガナ)	宮崎県 (ミヤザキケン)	番1号 担当者氏名	竹森 尚彦				
事業者名(フリガナ) 住所	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10	<u> </u>	竹森 尚彦				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣	担当者氏名					
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野俊嗣 環境森林部山村・木材振興課	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号	主査 (0985) 26-7155				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部山村・木材振興課 takemori-naohio@pref.miyazaki.lg.jp	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号) に木質ペレッ	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属 担当者 E-mail	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部 山村・木材振興課 takemori-naohio@pref.miyazaki.lg.jp JA宮崎経済連(以下「JA」	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号)に木質ペレッ	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経 トの購入代金を補填するこ				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属 担当者 E-mail	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部山村・木材振興課 takemori・naohio@pref.miyazaki.lg.jp JA宮崎経済連(以下「JA」 由でペレットを購入する農家だ とにより、対価として CO2 削	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号)に木質ペレッ	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経 トの購入代金を補填するこ				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属 担当者 E-mail	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部山村・木材振興課 takemori・naohio@pref.miyazaki.lg.jp JA宮崎経済連(以下「JA」 由でペレットを購入する農家だ とにより、対価として CO2 削	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号)に木質ペレッ いら、そのペレッ 減量の権利を取得	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経 トの購入代金を補填するこ。				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属 担当者 E-mail プロジェクトでの役割	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部山村・木材振興課 takemori・naohio@pref.miyazaki.lg.jp JA宮崎経済連(以下「JA」 由でペレットを購入する農家だ とにより、対価として CO2 削 3 ※4	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号)に木質ペレッから、そのペレッ減量の権利を取得	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経 トの購入代金を補填するこ。				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属 担当者 E-mail プロジェクトでの役割 プロジェクト参加者 ※ 事業者名(フリガナ)	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部山村・木材振興課 takemori-naohio@pref.miyazaki.lg.jp JA宮崎経済連(以下「JA」 由でペレットを購入する農家な とにより、対価として CO2 削 3 ※4 JA宮崎経済連(ジェイエーミ	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号)に木質ペレッから、そのペレッ減量の権利を取得	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経 トの購入代金を補填するこ。				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属 担当者 E-mail プロジェクトでの役割 プロジェクト参加者 ※ 事業者名(フリガナ) 住所	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部山村・木材振興課 takemori-naohio@pref.miyazaki.lg.jp JA宮崎経済連(以下「JA」 由でペレットを購入する農家な とにより、対価として CO2 削 3 ※4 JA宮崎経済連(ジェイエーミ 宮崎県宮崎市霧島1丁目1番地	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号)に木質ペレッから、そのペレッ減量の権利を取得	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経 トの購入代金を補填するこ。 ン)				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属 担当者 E-mail プロジェクトでの役割 プロジェクト参加者 ※ 事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部 山村・木材振興課 takemori・naohio@pref.miyazaki.lg.jp JA宮崎経済連(以下「JA」由でペレットを購入する農家ととにより、対価として CO2 削3 ※4 JA宮崎経済連(ジェイエーミ宮崎県宮崎市霧島1丁目1番場代表理事会長 羽田 正治	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号)に木質ペレッから、そのペレッ減量の権利を取得 ヤザキケイザイレ 也1 担当者氏名 担当者役職	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経 トの購入代金を補填するこ。 ン)				
事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属 担当者 E-mail プロジェクトでの役割 プロジェクト参加者 ※ 事業者名(フリガナ) 住所 代表者氏名 担当者所属	宮崎県(ミヤザキケン) 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10 知事 河野 俊嗣 環境森林部 山村・木材振興課 takemori・naohio@pref.miyazaki.lg.jp JA宮崎経済連(以下「JA」由でペレットを購入する農家ととにより、対価として CO2 削3 ※4 JA宮崎経済連(ジェイエーミ宮崎県宮崎市霧島1丁目1番場代表理事会長 羽田 正治	担当者氏名 担当者役職 担当者電話番号)に木質ペレッから、そのペレッ減量の権利を取得 ヤザキケイザイレ 也1 担当者氏名 担当者代名 担当者で職 担当者電話番号	主査 (0985) 26-7155 トの利用を委託し、JA経 トの購入代金を補填するこ。 ご が ご は に は に は に は に は に は に は に は に は に は				

プロジェクト参加者 ※3 ※4						
事業者名(フリガナ)	株式会社三共(カブシキガイシャサンキョウ)					
住所	宮崎県小林市野尻町三ヶ野山	3214番地1				
代表者氏名	代表取締役社長 外村 公明	担当者氏名	川野 久寿			
担当者所属	営業本部	担当者役職	営業主任			
担当者 E-mail		担当者電話番号	(0984) 21-6123			
プロジェクトでの役割	林地残材や間伐材を利用した木	質ペレットを製造。				
オフセット・クレジット(こ	J-VER)取得予定者 ※5					
事業者名(フリガナ)	宮崎県(ミヤザキケン) ※JA 宮崎経済連(以下「JA」)に木質ペレットの利用を委託し、JA 経由でペレットを購入する農家に対してペレットの購入代金を補填することにより、対価として CO2 削減量の権利を取得する。					
オフセット・クレジット(J-	今後開設予定。					
VER)口座番号 ※6	VER)口座番号 ※6					
ダブルカウントの防止の措置 ※7						
ダブルカウントの						
防止の措置を講ず	宮崎県					
る事業者						

以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】

- ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。
- □ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別 措置法(を含む)に申請しています

類似制度名:

- □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。
- □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。
- □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

ダブルカウントの防 止措置内容

理由:

【② 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】

- ☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に 売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、 当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の 帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成 して、売却先に示します。
- □ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-V ER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。

【③ 自主的な報	告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】
☑ 以下の自	主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発
行量及び当	該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者
に譲渡してい	いないもの)を明記します。
あわせて、	当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属
を主張しま・	せん。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を
他者に譲渡	していないもの)については除きます。
☑ ホ	ニームページ
7	¬ームページ URL: http://www.pref.miyazaki.lg.jp/
	出版物 (環境報告書/定期刊行物)
	その他 具体的に:
□ 現在は、自	主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロ
ジェクトにおい	て発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、
当事業者によ	る自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)
については除	きます。
【④ 公的な報告・	公表制度におけるダブルカウントの防止措置】
□ 公的な報告	・公表制度には参加していません。
☑ 以下の公的	かな報告・公表制度に参加しています
	地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定
事	義務対象者(都道府県)である。
	「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
	地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
	制度名:
	その他
	具体的に:
いては排	吸告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量につ 出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジ 境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。
いて報告・公司	告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量につ 告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報 長制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者によ の為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除き
□ 当該報 いて報	告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量につ 告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的 ・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化した

クレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の 主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。 詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント) を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①

項目

B.1.1 プロジェクトの目的及び内容

【目的】

本県の森林は県土の76%を占めており、木材生産、水源涵養やCO2 吸収・固定など多面的な機能を発揮しているものの、木材価格の低迷や林業従事者の減少など、森林・林業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。本プロジェクトの推進により、未利用材のエネルギー利用を図りCO2削減を行うとともに、クレジットで得られる利益を山元に還元し、身近な場所でのオフセット活動を普及し、県民一体となった排出削減モデルを構築する。

【内容】

県内においては林地残材が年間 57 万気乾 t 発生していますが、全く利用されていないため、それを利用した木質ペレットを、ペレット工場で安定的に製造して、それを県下の農業用ボイラーの燃料として利用することにより、従来行われていた化石燃料使用に伴う ${\bf C}$ ${\bf C}$ ${\bf C}$ 4 排出を回避する。

B.1.2 プロジェクト実施前の状況

【原料の状況】

原料となる未利用材は、宮崎県小林地域に存在するものであり、従来では間伐された後に 木材として使用できる部分(材としての使用価値のある形状、及び搬出可能な伐採場所で あるもの)を除いては林地に放置されていた。

【農業用ボイラーの状況】

農業ハウス用ボイラーとしてはA重油を燃料としたボイラーが一般的であり、宮崎県下のピーマンハウスではハウス内温度を 18 C以上(各農家にて設定温度が異なる場合がある)に保つために、11 月から 3 月までの期間使用されている。今回対象とする 5 件の農家にて、ボイラー利用に伴う年間のA重油使用量は、115 kl である。

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

【原料】

宮崎県小林地域における未利用材は、西諸地区森林組合等が山からの収集と、ペレット製造会社である株式会社三共への搬入を行なう。

【ペレット製造】

株式会社三共が平成21年12月に竣工したペレット工場(破砕設備は平成21年4月に 導入)において、未利用材をペレット化する。

【農業用ボイラー】

平成21年12月(農家:重山氏・1台)、平成21年2月(農家:池田氏・2台)に それぞれ導入されたネポン社製の木質ペレットボイラーを使用する。年間の想定ペレット 使用量は各農家20 t 程度。

さらに3軒の農家(田村氏・2台、日高氏・2台、森氏・1台)においても木質ボイラーを導入していることから、今後、本プロジェクトに参加予定であり、それらの追加でのペレット想定使用量は243tとなる予定。

プロジェクトで使用する設備・機器等

(プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について 記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))

【ペレット製造】

別添仕様書

				-
機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
カールペレダイザー	富士鋼業㈱	8年	平成 21 年 12 月	木質ペレット製造設備
ペレット冷却装置	<i>II</i>	"	平成 21 年 12 月	"
振動スクリーン	<i>II</i>	"	平成 21 年 12 月	"
シュレッダ(1次破砕)	"	"	平成 21 年 3 月	木質系廃材化設備
ロータリスクリーン	"	"	平成 21 年 3 月	"
シュレッダ(2次破砕)	"	"	平成 21 年 3 月	"
バックホウ(0.3 m³)	キャタピラー三菱㈱	6年	平成 21 年 11 月	製造工程間場内輸送
バックホウ(0.5 m ³)	<i>''</i>	"	平成 18 年 3 月	"
バックホウ(0.7 m ³)	㈱日立製作所	//	平成 8年 5月	"
ホイールローダー	キャタピラー三菱㈱	"	平成 20 年 11 月	"
トラックスケール	(株)クボタ	9年	平成 20 年 10 月	ペレット計量
電力量計(440V)	三菱電機㈱	5年	平成 23 年 3 月	ペレタイザ−電力量計測
電力量計(200V)	<i>''</i>	"	平成 23 年 3 月	"
スタンド流量計	トキコテクノ(株)	8年	平成 15 年 5 月	重機への給油
ローリー流量計	<i>II</i>	//	平成 15 年 5 月	"

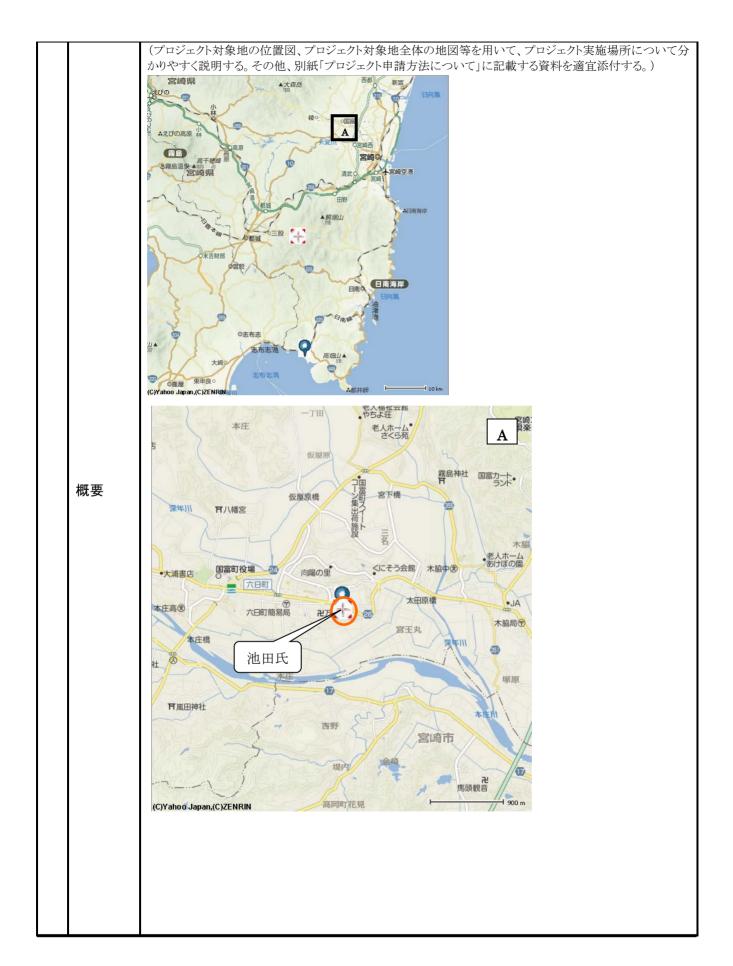
【ボイラー施設】

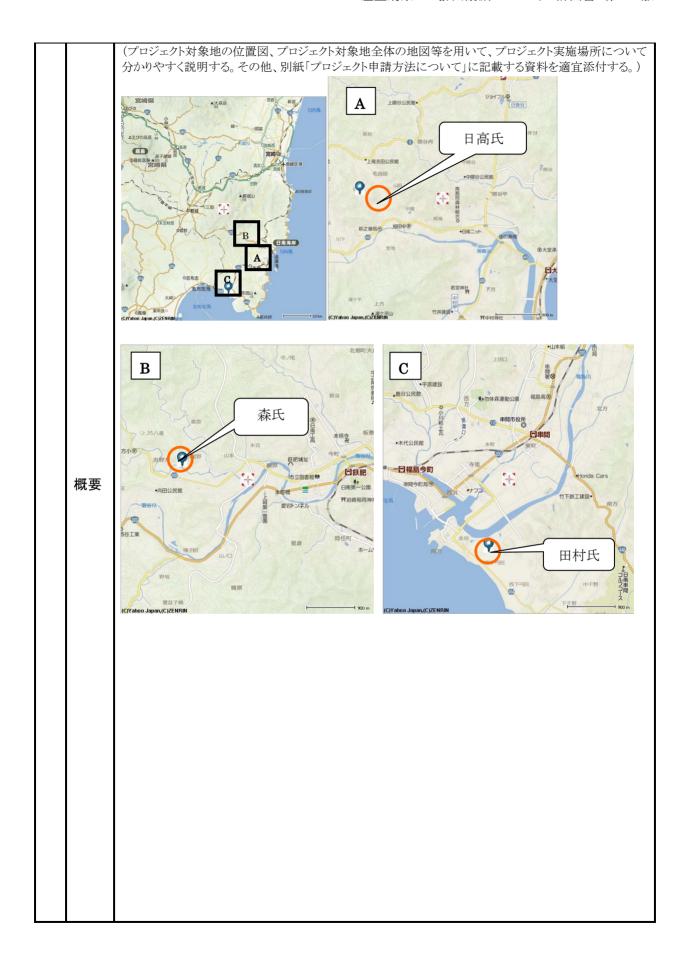
機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
木質ペレットボイラー	ネポン社	7年	平成21年2月	池田氏(1台)
	(PHK4000GCW)			池田氏(1台)
				田村氏(2台)、
				日高氏(2台)、
				森氏(1台)
"	"	"	平成21年12月	重山氏(1台)

B. 2 採用技

術

	実施事業	(下表参照)						
		(下衣参照)						
	所名							
		(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)						
		内容事業者住所						
		ペレット工場 株式会社三共 宮崎県小林市野尻町三ヶ野山 3214-1						
	住所	ボイラー使用 重山氏ハウス 宮崎県小林市堤 4640-2						
		ボイラー使用 池田氏ハウス 宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 284 ボイラー使用 日高氏ハウス 宮崎県日南市大字毛吉田 1247						
		ボイラー使用 日高氏ハウス 宮崎県日南市大字毛吉田 1247 ボイラー使用 田村氏ハウス 宮崎県日南市大字吉野方 1024-1						
		ボイラー使用 田村以バリケ 宮崎県中間市大宇市野ガ 1024-1 ボイラー使用 森氏ハウス 宮崎県申間市大字南方 3467						
		パイノー						
		ついて分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適						
		直添付する。)						
		宮崎県 本大成品 新国 田田瀬						
B.		-200BS 4						
3		の高原 A 大変川 の連点 高中の						
		● 現底選集 ★ 30 高順 東 清成 2 高順空港						
プ		THE STATE OF THE S						
	A 製鋼山 A 製鋼山							
ジ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
ン		日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日						
ェ								
ク								
-								
実		大崎o 大崎o 志有起馬						
		「City Ahoo Japan, (C) ZENRIN (III)						
施	low are							
場	概要	陰陽石温泉 息						
		A Pails						
所		R 樹園 ®東方中						
		(株)三共						
		田内村銀牌						
		日						
		水源草						
		林市 三松中多						
		▲						
		We will be the second of the s						
		ECHA TO THE TANK THE						
		· 広藤 阿母ケ平温8 西藤 岩瀬川						
		(広順)						
		重山氏						
		I tema ago						
		(C)Yahoo Japan,(C)ZENRIN						





B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1 2 0 1 0			F11月1日 ~2017年2月 1日 (6年3ヶ月)				
B.5 クレジット期間 ※2 2 0 1 (₣11月1	∃ ~201	3年3月3	1日(2年	4ヶ月)
B.6 想定排出	年度	2008	2009 2010 2011 2012			合計	
削減量 ※3	t-CO2		_	-	103	103	206
B.7 モニタリン グ報告の頻度	年に1回予定						
	受給の有無 (いずれかに〇)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない				
	補助事業名称/補助元		重山氏:元気みやざき園芸産地確立事業 池田氏、日高氏、森氏、田村氏:燃油・肥料高騰緊急対 策助成金				
B.8補助金	補助金額(申請額含む)		(詳細は別紙) 円				
	補助金の使途		(詳細は別紙)				
	補助対象年月日		(詳細は別紙)				
	補助金を受給していること (詳細は別紙)						
	①プロジェクトの抽	非出削減量や	プロジェクトの	実施に影響を与	与えうる現在も	しくは将来的な	なリスク要因
	を特定する						
	②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する ■設備故障などによりボイラーの適正な稼動が妨げられる恐れがあるが、ボイラーメ						
B.9 備考	■ 欧畑 欧 障なる 一カーとの気					•	
	■原料供給不足						Ĭ.
	崎県下でのホ	*地残材の潜	在量は57	万気乾tある	ると見られ、	使用量に対し	しては十分
	に供給可能で	ぶある。					

- ※1:2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければ プロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。
- ※2:クレジット期間は、2008年4月1日~2013年3月31日の間で設定すること。
- ※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てすること。また、限界電源排出係数を適用する排出削減プロジェクトについては、全電源平均排出係数を用いた CO2 削減量の試算を()内に付し、妥当性確認機関による確認を受けること。

		C∶適用方法論				
	方法論番号	No. SS-E. <u>002 ver.8.2</u>				
C.1 適用方法 論	方法論名称	化石燃料から木質ペレットへのボイラー等の燃料代替				
	条 件	説 明 ※1				
	C.2.1 条件1	ピーマンの促成栽培を実施する農業用ハウスのボイラーにおいて、 冬期に使用していたA重油を木質ペレットへ燃料代替するものであ り、適格性条件に整合します。 【資料3】				
C.2 方法論の	C.2.2 条件2	県内(小林市)のペレット工場((株)三共)において製造される質ペレット(全木)を使用し、その原料は近隣地域から調達される未利用間伐材等の林地残材を使用することとしています。このペレットは、既に燃焼試験等も実施済みでボイラー燃料として利用しても安全な事が確認されています。 【資料4】 【資料5】				
適格性基準と の整合性	C.2.3 条件3	(2) 投資回収年数が3年以上 別紙計算の結果、年間運転費用をゼロとしても設備費用÷年間収入 が3年を大きく上回ることから、採算性が低いといえる。 【資料6】				
	C.2.4 条件4					
	C.2.5 条件5					

		(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場				
		合の説明)				
0 0 V X TT ± 7	C.3.1 ガイド	該当する	準拠の説明	説明		
C.3 適用する	ライン等への		全く準拠しない			
ガイドライン等 	準拠		一部準拠しない			
		\square	全て準拠する			
		注)全て準拠	する場合は、説明はス	下要。		
		(プロジェクト	が実施されなかった場	易合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)		
		原料となる	よる未利用の林地を	残材はそのまま放置されていた。		
		・ボイラー	-燃料はA重油を作	使用していた。		
	C.4.1 BLS	(ベーフライ)	パナリオを特定する			
C.4 ベースラ	の特定					
インシナリオ		│ 用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説 │ │ │ 明すること)				
(BLS)		該当しない。				
	C.4.2 BLS	(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室				
	に関連した温	効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプラ				
	室効果ガス排	ンにおいて定	呈量化すること)			
	出源の特定	該当しない。				
	C.5.1 不確か	(判述是の字是ルにないて不確かなご―ねを体明している場合には、判述是の過				
C.5 排出量•吸	なデータの使	大評価がない	いことを以下に説明す	ること)		
収量の定量化 	用	該当しない) ₀			
			とベースラインシナリ 異がある場合には以	オにおける製品又はサービス活動の種類と水下に説明すること)		
		1 十16日 00.7	- 	. i i〜wv-91 7 'ひ〜〜/		
C.6 備考		(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止 しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)				
		(プロジェクト		レ なる場合にはその自以下に説明することが ン排出量より増加するリスクがある場合にはそ		

^{※1:}方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他							
	きにつ なお、 等の有 1	いて」の方法論ごとの記載を参 ここに記載した法令等は、あくま無について確認すること。 大気汚染防止法	照のこと) までも想定される主 該当しない	プレジット(J-VER)制度における手続な法令であり、他にも関連する法令 該当する			
D.1 関連する許認可及 び関連法令等	2 3 4 5 6 7 8	水質汚濁防止法 騒音規制法 振動規制法 景観法 廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 環境影響評価法 建築基準法 消防法		□具体的に: □具体的に: □具体的に: □具体的に: ■具体的に:焼却灰の処理 三共が資源物として収集 し、セメント原料として使用 □具体的に: □具体的に: ■具体的に:指定可燃物取 扱届出書を提出し、木質ペレットをフレコンバック(600kg/1袋)にて、工場内指定場			
D.2 環境影響評価 及び環境測定	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) ・法令による環境影響評価は求められていない(環境影響評価法の対象外施設である)。						
D.3 住民説明会の 実施状況	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) ・法令による住民説明は求められていない。						